

令和6年 第3回

甲佐町議会11月臨時会会議録

令和6年11月29日

熊本県甲佐町議会

令和6年二月臨時議会議録

熊本県甲佐町議会

令和6年第3回甲佐町議会（臨時会）目次

○11月29日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 同意第5号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて	4
日程第5 承認第8号 専決処分の報告及び承認について （専第10号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算（3号））	5
日程第6 報告第5号 専決処分の報告について（専第11号 損害賠償について）	9
日程第7 議案第38号 工事請負契約の変更について	12
日程第8 議案第39号 財産の取得について	21
閉会	22

11 月 29 日（金曜日）

令和6年第3回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

- 1. 招集年月日 令和6年11月29日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 11月29日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 11月29日 午前11時32分 議長宣告

1. 出席議員

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1番 甲斐良二 | 2番 田中孝義 | 3番 鳴瀬美善 |
| 4番 森田精子 | 5番 佐野安春 | 6番 荒田博 |
| 7番 宮本修治 | 9番 井芹しま子 | 10番 宮川安明 |
| 11番 本田新 | | |

1. 欠席議員

- 8番 福田謙二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

- 議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|---------------|
| 町長 甲斐高士 | 副町長 三輪孝之 |
| 会計管理者 渡邊友美 | 総務課長 荒田慎一 |
| 企画課長 北畑公孝 | 地域振興課長 羽祢田直美 |
| くらし安全推進室長 山下玄介 | 税務課長 松野洋幸 |
| 環境衛生課長 白石亨 | 健康推進課長 宮崎貴美代 |
| 住民生活課長 奥名雄吉 | 福祉課長 高原貞典 |
| 農政課長 上古閑一徳 | 建設課長 志戸岡弘 |
| 会計課長 渡邊友美 | 町民センター所長 中林健次 |
| 学校教育課長 井上幸介 | 社会教育課長 内田健司 |
| 選挙管理委員会書記長 荒田慎一 | |

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

- 5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 同意第5号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて

日程第5 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

(専第10号 令和6年度甲佐町一般会計補正予算(3号))

日程第6 報告第5号 専決処分の報告について(専第11号 損害賠償について)

日程第7 議案第38号 工事請負契約の変更について

日程第8 議案第39号 財産の取得について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

皆様にお知らせします。8番、福田謙二議員から本日の会議の欠席届が出ております。それではただいまから、令和6年第3回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番佐野安春議員、6番荒田博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

同意第5号、甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて、承認第8号、専決処分の報告及び承認について、報告第5号、専決処分の報告について、議案第38号、工事請負契約の変更について、議案第39号、財産の取得について、以上の5件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は令和6年第3回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、今期臨時会に提出しております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をしております案件は、同意案件1件、承認案件1件、報告案件1件、工事請負契約の変更案件1件、財産の取得案件1件のあわせて5件であります。

まず、同意案件としまして、甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについてを、

承認案件につきましては、令和6年度一般会計補正予算（3号）にかかる専決処分の報告及び承認についてを、報告案件につきましては、損害賠償についてを、工事請負契約の変更案件につきましては、スタートアップ企業等応援施設設計施工一括工事の工事内容変更に伴う契約金額の変更についてを、財産の取得案件につきましては、吉田分団の小型ポンプ付積載車1台を更新するため取得することについてとなっております。なお、工事請負契約の変更案件及び財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきご議決を求めるものであります。

以上、今期臨時会にご提案いたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長が説明いたしますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 同意第5号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第4、同意第5号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは同意第5号についてご説明申し上げます。

同意第5号、甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めものでございます。

記、氏名、蔵田勇治。

令和6年11月29日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現在、欠員となっている教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは甲佐町教育長の任命についてご説明を申し上げます。教育長としてご提案いたしております蔵田勇治氏は昭和52年に東京教育大学を卒業後、同年4月から県教育職員として菊池、苓北養護学校から天草西、熊本、熊本西、苓洋、松橋高校、県教育庁体育保健課などを歴任されました。また、御承知のように平成24年4月から3年間、甲佐高校校長、平成27年4月から8年間本町の教育長としてその責務を全うされ、本町の教育にご貢献をいただきました、このような氏の教育行政に対する豊富な知識や経験と見識を高く評価しており、教育長として適任であると判断し、任命したいので議会の同意を求めものであります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 1つだけお聞かせください。この蔵田教育長を選任するわけですが、任期はどうなるんですかね。そこだけ教えてください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 任期につきましては、教育長が3年間ということになっております。田上前教育長の残任期間ということですので、それを引き継ぎますので令和8年3月31日までとなります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 同意第5号、甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについてでございます。町長の説明にもございました通り、選任者のこれまでの職責や経験を更に活かされてこれからの本町の教育行政にますます寄与されんことを心より願って賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第5号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時9分

再開 午前10時11分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第5、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を議

題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 承認第8号をご説明申し上げる前に、今回衆議院議員総選挙におきまして10月29日に熊本日新聞社に掲載されました不在者投票ミス、集計ミスにつきましては、議員各位におかれましては大変ご心配をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。今回のミスにつきましては、各投票所で作成します投票録で不在者投票数を内数で計上されていたことをチェック体制に、チェックをしたのにも関わらずそこで判明することができませんでした。今後はこのようなことがないよう選挙事務に携わる職員への指導を行うとともに、チェック体制を見直していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは承認第8号について説明申し上げます。承認第8号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法（昭和22法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。令和6年11月29日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第10号、専決処分書、地方自治法（昭和22法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分したものでございます。令和6年10月1日、町長名です。

記1、令和6年度甲佐町の一般会計補正予算（第3号）です。次の次のページをお願いします。令和6年度甲佐町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ926万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億8,677万4,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。令和6年10月1日、町長名です。次のページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

款16、県支出金に926万7,000円を追加し、5億2,607万7,000円としております。3の委託金です。

歳入合計、補正前の額115億7,750万7,000円に926万7,000円を追加し115億8,677万4,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款2、総務費に926万7,000円を追加し、25億5,247万2,000円としております。4の選挙費です。

歳出合計、補正前の額115億7,750万7,000円に926万7,000円を追加し115億8,677万4,000円としております。

今回の補正は10月27日に行われました第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に関する事務等の費用の増額補正となっております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今予算では直接関係ありませんけれども、明日行われる予定の環境衛生課が行われる漏水調査について質問させていただきたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今本田議員に関しては緊急性があるということで、これを許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 緊急性があるということでありませぬけれども、私はそう思っておりますけれども、漏水調査の仕方ですね、はどういったことのやり方でやるんですか。そのことについてまずはお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 夜間の漏水調査を明日の12時過ぎ、夜中に行う予定としております。方法としましては漏水箇所が多いと思われる地区を限定してバルブ操作ですね、本管のバルブ操作をしてバルブを閉めることでその水の流れる量が分かりますので、夜間にどれだけ水が流れたのかというのを調べて、それで漏水量を確認するという方法です。今回は町内全域を各5分から10分程度バルブを閉めながら区間を絞ってどの区域に漏水が多いかというのを確認するという作業を行うということです。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） そこで調べる探査機という風に言っているんですか。調べる機械、例えば漏水しているだろうなと思われるところをどこがしているかというのを最終的には箇所を限定するにはある程度場所を追って調べていかれると思うんですね。その機械、ここら付近だろうと、ここら付近だろうと100メートルも掘るわけじゃないだろうけん、そこ2、3mかせめて4、5mぐらいの範囲を掘ってそこを調べてそこに漏水があるだろうと思うところを調べるだろうということですが、その機械が私は思ったのは精密度にかけるんじゃないかなと思うんです。その機械が。今使っているのが環境衛生課が使っている機械が、もう少し新しく精度のいいのを使ってはどうかかなと思って質問しているんですよ。というのもここ私が水道関係して10年近くやっているけれども有収率、ずっ

と70%台なんです。ほとんど改善されない。いろいろ老管を古いのをどんどん新しいのに変えていっても変わらない、だから漏水している箇所をもう少し調べるのにその機械をもうちょっと新しいのに変えたらどうなのかなっていう思いがあったので、今この質問をしているんですけども。そういう思いは環境衛生課の方で水道係の方では持っておられないのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 漏水探知機に関しましてはかなり高額なものでもありますし、現在使っているのにしましてはまだ故障等もなく異常なく使えている状況です。精度に関しましてはまだ全然業務を行うにあたっては支障のないような状況です。今回、夜間漏水調査を行うのはある程度範囲を絞って行う作業で、その作業でどのあたりが漏水が多いというのが分かりますので、その後平日に昼間漏水探知機を使ってその多いところを確認するという作業になります。漏水探知機につきましては精度も先ほど言ったようにそこまで支障のない状況でありますので、今のを使いながらやっていきたいという風に考えておりますが、有収率が70%を変わらないというのが老朽管の更新を毎年行っておりますけれども、老朽管というのがまだ数十キロ残っております。それが修繕をしても次のところがまた漏水するというようなたちごっこのような状況でなっているというところで、なかなか有収率が減らないというような状況になっているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） では今やっている漏水の探査機、探知機は精度が非常にいいものを使っているということですか。それはいつ頃購入されたんですか。最後にこれだけは聞いて、いつ頃購入されたのか聞かせてください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時29分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 漏水探知機の耐用年数、買った時の年数ですけども買ってから今10年ぐらい経っております、だいたい70万円ぐらいする高価な品物で、今のところまだ正常に動いているということで、もうしばらくはそれを使いながら有収率の向上につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 選挙についてなんですけれども投票率が低いというのがマスコミでもよく報道されておりますけれども、甲佐町においての私も詳しく調べていなかったもんですから申し訳ないんですけども、期日前投票の傾向、それから投票率の傾向、そ

れから投票所も少し減っておりますので、そういった点で高齢者の方たちの投票行動と申しますか、そういったものにも少なからず影響を与えているんじゃないかなという風に思っていますので、近隣はこの投票率を上げるために特に一人暮らしとか高齢者世帯への対応とかそういったことをされているのか、そういった点についてどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 井芹議員のご質問にお答えしたいと思います。期日前につきましては年々増加傾向にあるという風に考えているところでございます。今回の投票率につきましても県平均よりは甲佐町は若干ですけれども超えたところになります。また投票所を集約したところで言われるように高齢者の投票率という部分はすいませんが統計を出しておりませんので、はっきりは申し上げられませんが、今後投票所の統廃合というか見直しとかその辺も合わせまして高齢者等に向けての投票のシステムというか、そういう部分については選挙管理委員会等でしっかり検討していきたいというふうに思っておりますので対応等については各隣接町の動向を見ながら甲佐町でできることをやっていきたいという風には考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第8号、専決処分の報告及び承認についてでございます。先ほど総務課長の方から説明がございました通り、一般会計補正予算の方に926万7,000円を追加されたということです。先の衆議院選挙に関わる経費だということでございます。また選管の集計ミスにつきましては今後再発防止に十分努めていただきたいという風に思っておりますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第6、報告第5号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは報告第5号についてご説明申し上げます。

報告第5号、専決処分の報告について。地方自治法（昭和22法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年11月29日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第11号、専決処分書、地方自治法（昭和22法律第67号）第180条第1項の規定により、次の通り専決処分したものでございます。令和6年11月12日、町長名です。

損害賠償について。1 件名、町道の穴へ落下による自転車の損傷。2 事故発生日、令和6年9月16日月曜午後8時30分頃。3 事故発生場所、甲佐町大字船津50番地2付近。4 事故発生状況、町道津志田船津線を走行中、夜間であったため道路にあった穴に気づかず落ちてしまい、前輪のタイヤがパンクした。また、事故発生場所は運動公園付近の照明が逆光しており見えづらかった状況にあった。5 損害賠償額、2,000円（過失割合町100：相手0）。以上で報告を終わらせていただきますよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） この事故のことで運動公園の夜間照明で逆光で見えづらいと書いてありますが、これについては何か改修される予定はありますか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 運動公園の夜間照明に関してですけれども、今回の自転車で視界を遮るという話も出てきたと思うんですけれども、今まで乙女橋の方から安津橋に向かう町道のところを運動公園の星の川団地の方のところに向かう時にやはり一瞬視界を遮るというかライトが目にはいるところがあるみたいで、それに関して今回視界を遮ったというところだったと思います。管理側としては照明の調整、現状施設利用に際して最適な照明の照度をしていますので、現状は調整するという事は考えてはいないところでございます。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今調整は考えていないということですが、今後も交通事故とかそういうところに繋がるとも思いますので、その辺のところもまた考えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今回のこの事案について考えますと、道路に穴が空いていたというところでは、それに逆光で見え辛くて穴にタイヤが落ちたということが原因だと思いま

すけれども、となるとやっぱり道路の維持管理が最初にくるんじゃないかならうかと思えます。私は今回12月の一般質問をしますけれども、その中でも道路の管理について質問をする項目があります。こういった事案については過去にもそういった道路の陥没について車がタイヤが落ちたとか、それでタイヤが切れたとかいう事案もありました。そういったのも踏まえてやっぱり基本となる道路の維持管理が最初に来るんじゃないかならうかと思えますのでこの辺については担当課としても注意していただきたいという思いがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 町道の維持管理、特にポットホール等につきましては、定期的なパトロールと私達職員が現場に行く時に危険箇所を見ながらのパトロール、また住民、通行者からの通報等があった場合にすぐ応急的な処理をするように行っております。しかし大雨等が降った時に応急的な修理だけではまたその日に穴が空いたり次の日に穴が空いたりしますので、そういった状況を見ながら応急処理をしつつ本格的な修繕工事につなげていくようにしていますけれども、中々現状では数日間での修繕が出来ないという風につながっていると思いますので、今後も注意して維持管理に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 維持管理等も出ておりますけれども、私はこういう事案が出た場合、必ず責任問題で町がこういう補償をせんといかんということでございますけれども、それでは当然町は損害賠償の保険等かけられていると思うけれども、その辺のあたりどのような対応されておられるのか、保険についてお聞かせ願えませんか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 総務課の方でこういう選定的な損害賠償についての保険をかけさせていただいております。事案ごとに状況把握をさせていただきながら対象になる部分とどうしても対象にならない部分もありますけれども、町としましては極力保険の対象という形で取り組んでいきたいという風に考えておりますが、そのようでもよろしかったでしょうか。以上であります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 保険に加入されているのはわかるけれども、十分いろんな世の中が変わっていますのでいろんなことに対応しなくてはいけない、だからそういう内容、保険の内容、これは是非もう1回精査して、そして今後の対応にさせていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） いろんな状況がありますけれども、それに対応できるような形で保険はかけていただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。町道を含めた道路の維持管理で今建設課長の方が対応についてお話をされましたが、やはり応急的な処置というのは本当ひどい場合は数日で元の状態に戻っているというようなところがあります。やはり緊急にする場合もありますけれども、やっぱり同じ箇所が何回も穴が開くとか言うような状況の場合は、やはり本格的な対応をしていただいで改善を図っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいということで以上です。

○議長（宮本修治君） 答弁よろしいでしょうか。

○5番（佐野安春君） お願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） とりあえず応急処理をして本格的な修理に移るまでの期間をなるべく早期にできるように努力していきます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第5号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第7 議案第38号 工事請負契約の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第38号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） 議案第38号、工事請負契約の変更について。令和6年第2回甲佐町議会臨時会において議決された甲佐町スタートアップ企業等応援施設（仮称）設計・施工一括工事のうち、契約金額「7,903万5,000円」を「8,031万5,000円」に変更するものでございます。令和6年11月29日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

次のページをご覧ください。説明資料1に今回の変更契約増額128万円の仮契約書の写しを添付しております。

次の次のページをお願いします。説明資料2において今回の変更内容につきましてご説明いたします。

当初契約額7,903万5,000円を128万円増額するものでございます。増額128万円の要因といたしましては右側の表に書いてございますけれども、1つに杭地業工事220万円の追加になります。こちらは地盤調査の結果によりまして地盤改良が必要となったため、杭工事を追加することによる増加となっております。図面の赤丸の部分が施工箇所となっております。次に表

の2つ目です。プレハブ工事につきまして当初は9基としておりましたけれども、こちらにつきまして8基というところで1減というところでの減額の103万6,036万4,000円となります。こちらにつきましては2階部分のレンタルスペース部分を隣家との協議によりまして設置を行わないということにしたことによる減ということになります。こちらの増額と減額を差し引きまして総額の128万円の増額となります。左下の立面図につきましては北側のレンタルスペースの方を大井手川から見た図面となります。赤枠の部分が1つ減となっております。また右下の杭断面図につきまして、こちらが平面図の赤丸の施工箇所の杭断面図ということになります。直径800のこちらのセメント杭を築造するということとしております。円長につきましては地盤面から2.5mとしておりますけれども、こちらは想定ということで実際につきましては施工箇所ごとに支持層の深さにより円長は変わるものでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。本町のスタートアップ企業等応援施設事業につきましてはこれまで7月26日の全員協議会、それから9月議会におきましても様々な議論がなされてまいりまして、今回地盤の柱状改良工事ということでございますが、7月26日の全員協議会の資料によりますと11月中旬から工事を開始されるということでございます。私も現場をよく見に行っておりますが現在浄化槽の工事が行われておりますが、この地盤柱状改良工事、工期どれくらいかかるのかということと、それから年度内に完成するのかということをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 地盤柱状改良工事の工期につきましては約3日から4日を予定しております。また工期につきましても当初契約時通り施行をしていただくということで今しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。今回の工事で220万、プレハブの方は1棟減らしてプレハブ工事を1棟を減らしたということで100万ほどの減額をされておりますが、これはまず減らしたいとかまずこの工事に関わる時に地盤がこういうことというのはまずわかっておられなかったのでしょうか。それと町民の方が付近の方、これはうちの家たちも全部軟弱地盤ねて。うちの家建て替える時はうちも全部こぎゃんせなんだろうかと非常に不安がっておられます。この辺のことについて軟弱地盤の方々に対して説明とかその辺も必要ではないかと思っておりますがいかがですか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 1点目のプレハブを1つ減らすというところにつきましては、当初2階建てを予定しておりまして、そのように隣家の方にも説明をしておりましたけれども、最終的な調整の中でやはり2階建ての2階部分についての目線等というところがどうしても気になるということもございましたので、最終的に1棟減というところ

でしております。次にこちらの地盤の改良の必要性というのが当初分かっていなかったのかというご質問だったと思います。こちらにつきましては民家の個人の財産を購入させていただいております。こちらにつきましては購入時点においてはこういった調査というものをしておりません。こちらにつきましては買った後の建築主であります甲佐町の責任というところで考えておりまして、今回調査をさせていただいたところになります。また周辺の住民の方からのご意見ということでございますけれども、今回の地盤調査の必要性につきましてはまずこの鉄骨の本施設を整備するにあたりまして地盤調査の結果から地盤改良というところでの補強が必要ということでございます。こちらの地盤改良につきましてはの必要性というのはその敷地だけではなくて建築、それから構造位置といったところで決まりますので、こちらの敷地内で必要だからと言いまして周辺の全ての地域で必要ということではございません。ただ周辺の方が不安を抱かれているということであれば町としても丁寧な説明をする必要があるという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今丁寧な説明をする必要があるということでございますので、そういうのはちゃんと丁寧な説明をしていただきたいと思います。工事も工期も予定内に終わるということで前回の定例会でも補助金とかその辺の兼ね合いもありまして通したわけでございます。この辺をちゃんとして私としてもこの事業は非常に成功してもらいたいと思っております。また町民の皆さんとの話もしていただいて今後ますます良い施設になることを思いますので十分な説明はよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。変更部分の地盤については今ご回答いただきましたので分かりましたけれども、レンタルスペースの部分ですね。2階建てのそこが1基減るということですが、これについては以前の説明会をされた時にはこの状態でされたと思うんですけども、今回1減というその理由を教えて欲しいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 1減となった理由につきましては先ほど少し申し上げましたけれども、隣に個人の住宅がございまして図面で言いますとこの白の部分が民地の建物というところがございます。こちらが通常の居住をされているというところで2階の方にも住民の方がいらっしゃるということでございます。こちらのうちの施設の2階のデッキ部分にコンテナを立てますとそこの目線の部分でどうしても気になるというところのご協議がいただきましたので、そちらを考慮した上で今回この2階デッキ建て部分のレンタルスペース部分を外させていただいているというところがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。市街地に説明を行われた時にそこの地権者の方は出席はされていなかったのですか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 地権者の方は出席はされておりませんが、中心

市街地活性化のメンバーではございますので、この内容につきましては当初からお示しをさせていただいていたところになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。本事業にかける町長が本事業にどう思っ
てらっしゃるかということでご質問させていただきますが、先日地元で会合がございまして私もこのスタートアップの施設につきましてはご説明をさせていただきました。今もそもそも商店街に空き店舗があるのにどうしてこういった施設を作るんだという意見、それからいやいや町長が新しくなられて若い方の感性で若い方が進める事業だからしっかり応援していくという双方のご意見がございました。双方のご意見も両方の方、やはり厳しいですけれども結果を出してほしいということでした。結果としてはこの施設の目的、商店街の活性化、それから賑わいの創出ということでそれは絶対出して欲しいという風なご意見がございましたので、その点についてこの事業にかける町長の思いをお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） このスタートアップ企業応援施設整備事業に関する私の思いということで、これはこれまでもこの本議会でお伝えをしてきたというふうには思いますが、まずは商店街を中心とする中心市街地の活性化をまずは図っていきたいという思いを持っております。そういった中で今回このようなスタートアップ企業応援施設整備事業を商店街の中に取り組んで計画をいたしました。実は先般私も東京の方にいろいろ先週はいろいろな全国大会がございまして出席してきたわけでございますけれども、これは過疎地域に指定されておりました全国過疎地域連盟の全国大会で出席した時の決議文の中の一文でも一応読み上げますと、地方の経済的、財政的自立性を高めるため過疎地域への移住者の増加、企業のサテライトオフィスの誘致等を進めるとともに、都市部との連携を図り過疎地域の持続的発展に向けた取り組みを推進すること、また移住とテレワーク、ワーケーション、サテライトオフィス、拠点推進事業の充実を図ることというようなことで、これは全国的に過疎大会でもこのような決議がなされたということでございます。それから先般4月ですけれども、新しく木村県知事が新しく誕生いたしましたけれども、木村知事に置かれましても熊本版スタートアップの創出についてということで非常に力を入れておられるということでございます。本町のこのスタートアップ応援施設整備事業につきましても商店街を中心とする中心市街地の活性化はもとより、このような国・県の流れを取り組んだ非常に先進的な取り組みであるという風に私も考えておりますので、本事業につきましては本町も誇りとそれから甲佐町の将来にかける希望、そういった期待を込めて本事業については全力で推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町長の意気込み聞かせていただきました。私たちもぜひ成功するように思っておりますけれども、活性化活性化という風におっしゃっているわけですが、そこがこのテナントハウスがどういう風に地域と結び、その商店街と結びついて

どういう風に商店街が活性化をするのかというような具体的な人の流れがすごく増えるとか、それによって商店街が潤うとか、そういった具体的な点について言葉としては非常に素晴らしいと思うんですけども、具体的にどういう風にどういったのが活性化なのかというのがちょっとそこがよくわからないので具体的にこの作ることによってこういう風に商店街が変化しますよとか、そういった点をそこら付近を説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 具体的な説明ということでございますが、施設も今からできますしそういった入る企業あたりについても今から募集になりますので、ここで具体的な説明ということはできませんが、以前この議会の中でもこのような構想を持っておりましてということで説明させていただいたのは、やはり入る企業につきましては甲佐町の課題を解決していただくようなそういった企業さんに入っていただけるような仕掛けをこちらの方で制度構築をできるならということで今検討しているところでございます。これは先般も1例ということで例ということで申し上げたのが、例えば甲佐町の小中学生の学力向上といった点でこれまでいろいろ課題がありましたけれども、例えばこのスタートアップ応援施設にそういった最先端な例えば教育とかをされる企業、そういったところがあってそういったところに入っていただくことによって例えば甲佐町の子供たちの学力が上がって、それが甲佐町のこれまでの課題であった学力向上というものを解決するとそういったものにつながっていけばというような想定はしております。これはあくまでも例ということで今申し上げましたけれども、そういった想定をいたしております。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長より森田議員からの質問について答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 先程、地権者の方が説明会に出席されているかというご質問をいただきまして、私の方が出席していないと申し上げましたけれども、出席をしておりましたので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 先程一緒に聞けば良かったんですけども、杭を打つ工法ですね。それと近隣の土地・家に杭を打った時に影響はないのかどうか、それと多分杭を打ったらそこでまた養生期間をおかないといけないと思うんですけども、大体その日程では11月からの上旬から始めて年度内に終わるということでしたが、既に1ヶ月ほど遅れています

よね。それと今度は正月の期間が入ったり、冬場になると生コンあたりの使用も使えたり使えなかったりする日が出てくると予想されると思うんですけども、工期は必ず年度内に終わるかどう、終わらせるかどうかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず工法につきましてご説明いたします。工法につきましては、説明資料2の通り、地盤柱状改良工事というところがございます。セメントの杭を作る工事ということになります。こちらに伴う振動につきましては、全くないということではございませんけれども、他の地盤改良工事と比較しまして、セメント杭を作るという工程になっておりますので、比較的他の工事よりも少ないというところがございますけれども、振動につきましては事前に隣接する方にはご説明を今させていただいている状況でございます。最後に工期につきましては、今回の杭工事ということで追加ございましたけれども、現在の契約期間通り、今日程を調整をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは私の方から添え基礎について工法についてご説明を簡単に申し上げたいと思います。普通に添え基礎というのが土を1mから2mぐらい掘りながら土とセメント材を混ぜながら掘って、そこを柱状にして固めるような基礎でございます。支柱地盤に届かせて安定を図るという工法でございますので、普通の住宅・建物でも最も簡単に用いられる工法の一般的な工法でございます。工期的にもこれがベタ基礎とか打つよりも全然工期的にも短期で済みますし、値段の方も安価で済むということから、この工法は一般的に採用されている工法でありますのでそういうことでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員、もう4回目になります。

○4番（森田精子君） はい、では却下。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 少し技術的なことをお尋ねいたします。まずはじめにプレハブとかコンテナハウスとかいうことをちょっと聞くんですけども、コンテナハウスだったとしてこれは建築基準法の対象になるのかならないのか、まず最初にこれをお聞かせいただけますか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 今回の工事につきましては建築基準法に該当するとい
うところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それを踏まえて質問ですけれども今回地盤改良ということで基礎
杭を打たれるんですけれども、今担当課長建設課長の方から聞きましたけれども、杭を打
つのではなくて場所内のコンクリート杭という私は認識しておりますけれども、その中で今
回、先ほどこれは担当課長の方からありましたが、杭の直径が800、そして深さが想定で
今この1m1790ですかね、ということで、これは長さは地盤の強度によって変わるというこ
とを説明がありました、となるとこの土質調査をする中で支持層の強度と言いますか、こ
れが数値的に言うとN値という基準の数値がありますけれども、普通の一般の住宅であれ
ばN値の5以上、例えば補助事業とか公共の施設については私が以前橋梁の杭を打った時
は直系の600でN値の30まで支柱層まで打ち込んだ記憶がございますけれども、今回どのく
らいの支柱層のN値が出たらそれを基準として杭の深さを決定されるのか、そしてこの杭
の800というのも今800で説明がありましたけれども、だいたいならば地質調査して地盤に
よって杭の大きさだったり深さは決定されるのではないかなという思いがありますけれど
も、その辺について説明をいただきます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは私の方から今の鳴瀬議員の質問に対して回答して
いきたいと思っております。鳴瀬議員おっしゃられます通り、だいたい一般の家庭では土の強さ
を示すN値というのがございますけれども、5以上あれば一般的な建物は建てられる、今
回の場合プレハブの建築基準法に基づいた鉄筋コンクリート道ということでN値の支柱層
が20で土質試験の結果16箇所試験をしてありますけれども、そのうち20という数字が出て
いるのがGLより地中から1.5mの地点だったり1mの地点、2.4mの地点とばらつきがござい
ます。最深の深いところで2.4mから5mのところでは支持層のN値20というのが出ております
ので、N値20を目指して全ての16箇所の杭を打つこととしております。それで安定をはか
るような計算となっております。短くその層に1.5mつけばそこで杭は止めるということに
なります。それと杭系の800というのは600でもあるんですけれども、杭の系の800とい
うのが基本的に今私がこの頃使うんですけれども、800がだいたい中心的で多くございま
すので、800が標準ということで使っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） これが多分最後になると思っております。今建設課長が申されました通
り、1回掘ってみて試掘してみてもその数値が出たということでN値の20ですか、基準です
かね。これは非常にいいことだと思います。それが一番基礎になるものかと思っております。工法
について先ほど森田議員も説明されました他の議員さんも工法的には区域層については既
成の品物を例えばコンクリートパイルヘンを打ち込むとか、それと後は現場で今回のよう
に場所内の杭を製作する、後は交換杭をうってその中にコンクリートを詰める、浅いところ
については軟弱地盤をセメントを直接固形化するような地盤改良があるとしております

けれども、今回は近隣の建物だったり周辺の土地、その辺に極力影響がないような工法で場所内杭を選定されておるといことでございますので、その辺については理解をさせていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。今回のこの工事で9月議会で工事請負契約をしたんですけども、その時から全員協議会で色々執行部からの説明の中で非常に工期の心配をされておったという風に思います。今回今担当課の方では工期内に終わるでしょう、終わるといことでしておりますけれども、もしもということがあった場合、工期内にできなかった場合にはどうなるのか、その点について質問をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 現時点におきましては工期の方を守るようにということで今協議をしております。工期につきましてが今3月14日が契約期間という風になっております。こちらにつきましては期限内に終わるようにということですが、仮に想定外の事態がございまして年度内の施工というところで考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時24分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 執行部の担当の方では一生懸命やっておられるという風を感じておりますし、工期を必ず守るという方向で動いているし、もしもがあっても県とのしっかりとした協議をするというようなお話をということでありますので、ありますけれどもここでは町長の方に質問したいというのは、やはりこの事業を年度内というか必ず完成させるということが県に対するわが町の信用問題だろうというようなことがあるし、また今後のいろんな事業をするにしても上級官庁の信用は我が町にとってもこれは非常に大事だという風に思いますので、町長としてこの事業にしっかりと取り組むという町長のお考えをここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。まずはこの甲佐町スタートアップ企業等応援施設整備事業につきまして、議員各位の本事業に対する非常に大きな期待感というものはひしひしと感じているところでございます。そのような中でこちらの執行部いたしましたしても本事業につきましては遅延なく事業を推進していく必要があるという方に考

えております。そのような中で議員の皆様方も工期についてご心配なされておりますけれども、この工期につきましては先ほど担当課長の方からも説明がありましたように現在3月14日が工期という風になっております。先ほど担当課長も言いましたけれども大きな事故等ない場合はこの工期は絶対に守るようにこの工事を完了させたいという風に考えておりますし、私の方からも直接業者の方とお話をさせていただいて3月14日の工期内に必ず終わるようにというような指示を出したいという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 議案第38号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、今回の契約変更について多くの議員さんがたくさんの意見を述べられました。執行部におかれましてはそれをしっかり受け止められて、今後の事業推進に対応していただきたいということを希望しまして、法案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第38号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 財産の取得について

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第39号「財産の取得について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは議案第39号についてご説明申し上げます。

議案第39号、財産の取得について。

小型ポンプ付積載車の購入について、下記の通り財産を取得することとするものです。令和6年11月29日提出、町長名です。

記、1、取得する財産及び数量、小型ポンプ付積載車1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、取得金額、752万1,670円。

4、契約の相手方、熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号。熊本いちほら工業株式会社、代表取締役 澤田 悦幸。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページが説明資料となります。

説明資料1につきましては物品売買の仮契約書になります。すいませんが最後のページをお願いいたします。説明資料2といたしまして入札結果を載せさせていただきます。なお、本議案につきましては吉田消防分団の小型ポンプ付積載車を更新するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第39号、財産の取得についてであります。これは吉田地区に小型ポンプ付積載車を購入されるということであり。これにつきましては何ら異議なく賛成いたしますけれども、我が町においても火事等がないよう常に願っておりますことを付け加えまして、賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第39号「財産の取得について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号「財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 令和6年第3回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日はご提案いただきました案件につきまして慎重審議の上、原案通りご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をい

たゞきますよう心からお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、適正かつ円滑な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見等を十分に尊重されますよう、切に希望し、これをもって、令和6年第3回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和6年第3回臨時会

令和6年11月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治
編集人 甲佐町議会事務局長 北野 太
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198